



目 次	ページ
規 則	
半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
高知県会計規則の一部を改正する規則	1
告 示	
うみがめの生育地等保護区の指定 (環境保全課)	1
大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営流通課)	2
大規模小売店舗の新設の届出に関する意見の概要 (2件) ( " )	2
保安林の指定予定の通知 (3件) (森林整備課)	3
保安林の解除予定の通知 ( " )	4

公 告	
土地改良区の解散の認可 (耕地課)	4
高知県選挙管理委員会告示	
告示(公職選挙法の規定を準用する農業委員会等に関する法律の規定による個人演説会を開催できる施設)の一部改正 7・5 揭示	4

規 則

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年7月19日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第104号  
半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成元年高知県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し並びに同条第1項及び第2項第1号中「製造事業用設備」を「製造事業用設備又は旅館業用設備」に改める。

第3条中「製造事業用設備の取得」を「製造事業用設備又は旅館業用設備の取得」に、「製造事業用設備について」を「製造事業用設備又は旅館業用設備について」に、「製造事業用設備の全部を」を「製造事業用設備又は旅館業用設備の全部を」に、「製造事業用設備を取得した」を「製造事業用設備又は旅館業用設備

を取得した」に改める。  
別記第2号様式中「工場用」を「工場用又は旅館業用」に改める。  
別記第3号様式中「製造事業用設備」を「製造事業用設備又は旅館業用設備」に改める。

附 則  
(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(次項において「新規則」という。)の規定は、平成17年4月1日から適用する。(経過措置)
- この規則による改正前の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則別記様式は、新規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年7月19日  
高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第105号  
高知県会計規則の一部を改正する規則  
高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2の(11)の項中  
「ウ 契約予定金額が10万円以下の物品を購入する場合」を  
「ウ 契約予定金額が10万円以下の物品を購入する場合  
エ 物品電子調達システム(契約担当者の使用に係る電子計算機と見積書を徴される者の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織を使用して、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を徴するためのプログラムをいう。印刷製本費の項において同じ。)により物品を購入する場合」  
に、「イ 契約予定金額が10万円以下の場合」を  
「イ 契約予定金額が10万円以下の場合  
ウ 物品電子調達システムにより調達する場合」  
に改める。

附 則  
この規則は、平成17年10月1日から施行する。

告 示

高知県告示第524号  
高知県うみがめ保護条例(平成16年高知県条例第1号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる区

域をうみがめの生育地等保護区として指定する。  
平成17年7月19日  
高知県知事 橋本 大二郎

- 生育地等保護区の名称  
(1) 元・岩戸・奈良師海岸うみがめ生育地等保護区  
(2) 大岐浜うみがめ生育地等保護区
- 生育地等保護区の指定の区域  
(1) 室戸市元字米ヶ谷西甲2060-1の米ヶ谷川より東側の砂浜から同市浮津字濱屋敷2559-1地先の西谷川の西側までの砂浜。海岸線は、最大高潮時の水位線(区域内の河川区域及び保安林区域を除く。)  
(2) 土佐清水市大岐字大岐濱13-1及び13-2の砂浜。海岸線は、最大高潮時の水位線(区域内の河川区域及び保安林区域を除く。)
- 生育地等保護区の指定の区域の保護に関する指針(1の(1)及び(2)の生育地等保護区に共通)  
(1) 保護に関する方針  
本地域は、例年うみがめ(条例第2条第1項に規定するうみがめをいう。以下同じ。)の海岸への上陸及び産卵実績があり、地域でうみがめの保護活動に永年にわたり積極的に取り組み、うみがめ保護の意識が地域に浸透していると考えられるため、条例第14条第1項の規定に基づく生育地等保護区に指定する。  
(2) うみがめの生育のために確保する条件  
うみがめは、産卵のため当該地区の海岸へ夜間に上陸し産卵を行うが、警戒心が非常に強く、産卵行動は、暗く静穏な産卵環境を確保する必要があるとともに、孵化までの期間は人的な影響から保護することが必要である。  
(3) 生育条件の維持のための保護に関する指針(オ、カ、キ、ク、ケ及びコについては、生育地等保護区全域において毎年6月1日から9月30日までの期間において行うものに限る。)  
ア 工作物の設置  
工作物の設置は行わないこと。ただし、うみがめ保護について啓発する小規模な看板の設置はこの限りでないが、うみがめの生育状況に十分配慮するよう努めること。  
イ 土地の形質の変更  
現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。  
ウ 土石の採取等  
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。ただし、あらかじめ知事に届け出た学術研究目的であって、うみがめの生育に支障を及ぼさない小規模な土石の採取はこの限りでない。  
エ うみがめの生育等に必要なものとして知事が指定する動植物等の捕獲等

うみがめの生育に必要と認められる動植物については、現在特定できないため、指定は行わない。

オ 車両の使用

踏みつけ等によりうみがめの生育に支障を及ぼすおそれがあるため、車両の乗り入れは行わないこと。(漁業のために車両を乗り入れることはこの限りではないが、うみがめの生育状況に十分配慮するよう努めること。)

カ エで指定する動植物等以外の動植物等の捕獲

うみがめの生育に支障を及ぼすおそれがあると認められる動植物については、現在特定できないため、捕獲等が規制される期間は設けない。

キ うみがめの産卵又は生育に支障を及ぼすおそれがあるとして知事が指定する動植物の放鳥獣、植栽、播種等

区域内に生息・生育する動植物以外の放鳥獣、植栽、播種等は行わないこと。

ク うみがめの産卵又は生育に支障を及ぼすおそれがあるとして知事が指定する物質の散布

うみがめの産卵又は生育に支障を及ぼすおそれのある物質については、現在特定できないため、指定は行わない。

ケ 火入れ、たき火又は火花

区域内は、砂浜と一体的に植生も保全する必要があるため、火入れ及びたき火は行わないこと。また、キャンプ利用時のたき火及び火花については、午後9時から翌日の午前4時まででは行わないこと。ただし、海岸清掃のため当該時間外に火入れ又はたき火を行う場合はこの限りではないが、うみがめの生息状況に十分配慮するよう努めること。

コ うみがめの産卵又は生育に支障を及ぼすおそれがあるとして知事が指定する方法による個体の観察

上陸して産卵場所に向かっているうみがめに近づかないこと及びフラッシュ・ストロボによる写真撮影、照明を使ったビデオ撮影等発光するものでうみがめを照らさないこと。また、静穏を害する声や音を発して観察することは行わないこと。ただし、学術目的又は広報・啓発のための撮影については、うみがめの産卵中に限り支障のないように行うこと。

高知県告示第525号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営流通課に提出することができる。

平成17年7月19日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
株式会社土佐山田ショッピングセンター
- (2) 届出者の住所  
高知県香美郡土佐山田町西本町4-1-24
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
パリュウかがみの  
高知県香美郡土佐山田町百石町2-6-16ほか
- (4) 変更しようとする事項  
ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前)1,500平方メートル  
(変更後)2,520平方メートル  
イ 駐車場の位置及び収用台数  
(変更前)107台  
(変更後)129台  
ウ 駐輪場の位置及び収用台数  
(変更前)65台  
(変更後)75台  
エ 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前)317平方メートル  
(変更後)342平方メートル  
オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前)23.42立方メートル  
(変更後)41.82立方メートル

(5) 変更年月日

平成18年3月1日

(6) 変更する理由

隣地に新設する小売店舗(株式会社しまむら)を既設の商業施設と一体化することにより、敷地内の往来を可能にするなど、消費者の利便性向上のため。

2 届出年月日

平成17年6月30日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営流通課  
土佐山田町産業振興課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第526号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」とい

う。)第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月19日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 法第8条第2項の規定により述べられた意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示  
平成17年4月高知県告示第337号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ縄手店  
高知市縄手町字黒原18-1ほか

3 意見の概要

(1) 店舗北側の隣接道路の交通渋滞の問題

進入経路については、玉水町東側からと、電車通り旭駅前が予想されるが、2箇所とも電車通りの交通渋滞の原因になりかねない。特に上町5丁目電停信号、玉水町東側信号が近距離のため交通渋滞が予想される。また、旭駅前も左折車、右折車の混雑で直進車を含め朝、夕のラッシュ時には、混雑が予想される。

店舗北側には、多くの教育福祉施設(学校法人、障害者福祉センター、市立保育園等)があり、北側が一段低いため、排気ガスや騒音等が心配される。

(2) 雨水の排水問題

降水量の多い時に何回か東側の低い土地が浸水しているが、以前の工場は独自で敷地内に排水施設を設けていたが、マルナカ店はどうするのか。広い面積をコンクリートで覆うと、当然雨水等は東側の低い方に流れる。高知市から鏡川への排水を指導されているとの説明であったが、台風等降水量の多い高知市では浸水の心配は払拭できず、排水施設の設備にも不安がある。

(3) 説明会の質問に対する回答について

当日、廃棄物の問題、交通渋滞の問題、排水の問題、周辺住民との対話の問題等いろいろな質問が出たが、一貫してマルナカ担当者の回答は、問題に対してあくまで開店後発生した場合に対処することで解決するという返事であった。しかし、交通問題、排水問題等は発生後では遅すぎると思われる。

高知県告示第527号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月19日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 法第8条第2項の規定により述べられた意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示  
平成17年4月高知県告示第337号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ縄手店  
高知市縄手町字黒原18-1ほか

3 意見の概要

(1) 周辺環境について

ア 出店計画によると、営業時間は午前9時から午前零時までとなっているが、建設予定地周辺は静閑な住宅地であり、深夜までの営業となれば、車の往来による騒音や排気ガスなど近隣住民をはじめ、沿線住民にも重大な影響が予想される。特に高齢者や子どもにとっては生活環境に著しい影響が懸念される。

イ 出店予定地周辺には個人商店が多く点在し、地域に根ざした営業が続けられており、当該店舗が出店すれば、それら商店への打撃は大変に大きく、存続すら危ぶまれる事態に立ち至ることは容易に想像できる。

ウ 出店予定地北側には、市立保育園、障害者福祉センター、学校法人等多くの教育・福祉施設があり、排気ガスや騒音等、教育環境等への影響は計り知れないものがある。

エ 排水施設の設備にも不安があり、降水量の多い本市では浸水の心配は払拭できない。

(2) 道路状況について

出店予定地への進入経路については、電車通りから2経路の計画であるが、そのうち1経路は車1台が通れる程度の幅員しかなく、必然的に旭駅前通りを経由して出店予定地の北側の通りを東進することになる。しかし、当該道路は、朝(午前7時から午前9時まで)は東進の一方通行、夕方は西進の車で大変な渋滞状況であり、恒常的な現象である。このような状況に拍車をかける今回の計画は、道路の通行状態をはるかに超える事態になることは必至であり、地域住民の安全で平穏な生活に甚大な影響が予想される。

高知県告示第528号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年7月19日

高知県知事 橋本 大二郎

1(1) 保安林予定森林の所在場所

土佐清水市下ノ加江字上中山・字川原郷山・字下モ中山・字杖ノ川・字弦場山・字幸増谷山・字西谷山・字大川内山・字樋ノ口山・字ムクロシ山・字蓬尾畝崎山・久百々字佐佐畑山・加久見字上中山・字下中山・横道字岩風呂山・字宮ノ谷山・大岐字大野川山・字橋谷山・字立花谷山・奥益野字本モ川山・上野字島ノ内山・斧積字辛川山・三崎字穴ノ木山・字十八川山・字西平山・字東平山・有永字岩井谷西平山・字竹

利草山・宗呂字権地山(以上29筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

下ノ加江字上中山・字川原郷山・字下モ中山・字杖ノ川・字弦場山・字幸増谷山・字西谷山・字大川内山・字樋ノ口山・字ムクロシ山・字蓬尾畝崎山・加久見字上中山・字下中山・字岩風呂山・字宮ノ谷山・字大野川山・字橋谷山・字立花谷山・字本モ川山・字島ノ内山・字辛川山・字穴ノ木山・字十八川山・字西平山・字東平山・字岩井谷西平山・字竹利草山・字権地山(以上28筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め

ない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

土佐清水市久百々字奥西川山・字上久百山・字下久百山・字西川山・鍵掛字下灘山・足摺岬字上灘続山・字上灘山・大谷字白滝山・字トク谷山・津呂字白滝山・中浜字大駄馬山・字大柴山・大浜字鹿垣尾山・字タチガ鼻山・字皿ヶ峠日ノ平山・窪津字奥山・字下灘山・字向灘山・字向灘続山・浦尻字大駄馬山・加久見字蛇谷山・横道字犬串山・下益野字養老灘山・片粕字余立山・大津字鳥淵山・字注ノ森山・字横道山・字脇ノ川山・幡多郡大月町泊浦字弦場山・字弦場続山・橋浦字弦場山・周防形字尻貝北山(以上32筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥西川山・字上久百山・字下久百山・字西川山・鍵掛字下灘山・字上灘続山・字上灘山・大谷字白滝山・字トク谷山・津呂字白滝山・字大柴山・中浜字大駄馬山・字鹿垣尾山・字タチガ鼻山・字皿ヶ峠日ノ平山・字奥山・窪津字下灘山・字向灘山・字向灘続山・浦尻字大駄馬山・字犬串山・字養老灘山・字余立山・字横道山・字弦場続

山・泊浦字弦場山・橋浦字弦場山(以上27筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種をない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課並びに土佐清水市役所及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第529号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年7月19日

高知県知事 橋本 大二郎

1 保安林予定森林の所在場所

土佐清水市宗呂字柿ノ木サコ丙106から丙108まで、丙3824、字ヤドリ松丙109、丙110、丙3826、字下クエシキ丙582、丙583、丙3891、丙3892、字上ヲドリバ丙588から丙590まで、丙3895、字山神畝八ナ丙598の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字柿ノ木サコ丙108、字ヤドリ松丙109・丙3826・字下クエシキ丙582・丙583・丙3891・丙3892・字上ヲドリバ丙590・丙3895・字山神畝八ナ丙598の2(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第530号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の

規定により告示する。  
平成17年7月19日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
幡多郡大月町柏島字渡場635の1、四万十市西土佐江川崎字道又口1198の1、1199、字台ヶ森山3021の1、西土佐大宮字シウシ谷1947の7、1947の12、1951のイ、1952、1953のイ、1953のロ、字中ヶ市山1955の1から1955の4まで、1960の1、1960の4
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字道又口1198の1、1199、字渡場635の1・字台ヶ森山3021の1・字シウシ谷1953のイ・1953のロ・字中ヶ市山1955の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課並びに四万十市役所及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第531号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年7月19日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
土佐郡大川村高野字トラノ谷1の3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

-----  
公 告  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、中村市藤岡尾山堰土地改良区の解散を平成17年7月5日に認可した。

平成17年7月19日

高知県知事 橋本 大二郎

-----  
選挙管理委員会  
告 示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第53号

昭和47年4月高知県選挙管理委員会告示第11号（公職選挙法の規定を準用する農業委員会等に関する法律の規定による個人演説会を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成17年7月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

表中

「	土佐市新居出張所	土佐市新居667番地の4	”	」を
	2階会議室			
「	土佐市新居出張所	土佐市新居667番地の4	”	」を
	2階会議室			
田野町	田野町老人福祉センター	安芸郡田野町1837番地2	平成17年7月5日	に改める。
”	田野町総合文化施設ふれあいセンター	安芸郡田野町1456番地42	”	」